

飯田市健康増進計画

「健康いいだ21(第2次)」の期間と次期計画の始期の変更について

健康福祉部保健課

1 趣旨

「健康いいだ21(第2次)」は健康増進法に基づく法定計画で、平成25年度から令和4年度までを期間とする国の「健康の増進の総合的な推進を図るための基本方針」(以下「健康日本21(第二次)」という。)の市町村計画に位置づけられている。市民の健康増進を図るための基本的事項が示されており、50の評価項目を設定し、いいだ未来デザイン2028で目指す「市民総健康」「生涯現役」の実現に向けて展開する分野別計画である。

国において健康日本21(第二次)の計画の期間が延長されたことから、健康いいだ21(第2次)の期間を変更したい。

2 国の通知(国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本方針の改正について(厚労省健康局長通知)より)

(1) 改正の内容

健康日本21(第二次)の期間を1年間延長し、「平成25年度から令和5年度まで」とする。

計画期間の変更

変更前 平成25年度から令和4年度まで(10年間) 次期計画の始期 令和5年度

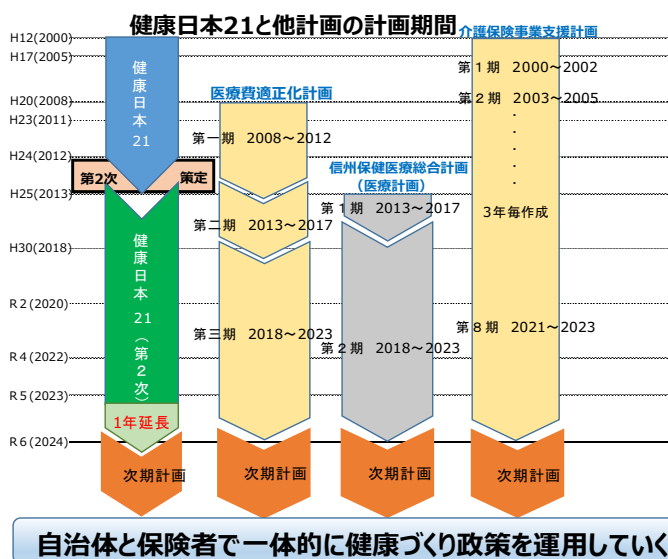
変更後 平成25年度から令和5年度まで(11年間) 次期計画の始期 令和6年度

(2) 市町村の健康増進計画の策定作業

健康いいだ21(第2次)の次期計画については、国の計画を勘案して定めることとなることから、「国と同様に1年間の延長」と「延長する1年間は、改めて目標を再設定する必要はなく、従前より設定している目標の達成に向けて取り組みを継続すること」を求めている。

3 健康日本21(第二次)の期間が延長になった理由

国は自治体と医療保険者で一体的に健康づくり政策を運用していく必要があると判断し、国及び県の他計画(医療費適正化計画、医療計画、介護保険事業支援計画)と健康日本21(第二次)の次期計画の始期が一致するよう1年間延長し令和6年度に変更した。



健康日本21(第二次)の次期計画スケジュール
 R4夏ごろ 最終評価の報告書作成
 R5春ごろ 次期プランの公表
 R6年度 開始

【飯田市の対応】

国の通知をふまえ、現行の計画を1年間延長し次期計画の始期を令和6年度とする。令和5年度の目標値は、現行の数値目標を継承し健康づくりを推進する。